諮問庁:国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

諮問日:平成28年5月17日(平成28年(独情)諮問第42号)

答申日:平成28年11月17日(平成28年度(独情)答申第56号)

事件名:回議書「非違行為をなした職員に対する懲戒について(諮問)」等の

一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙1に掲げる文書1ないし文書11(以下,併せて「本件対象文書」 という。)につき、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(以下「法」という。)3条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年3月11日付け27原機(広)086により国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(以下「機構」、「処分庁」又は「諮問庁」という。)が行った一部開示決定(以下「原処分」という。)について、処分の取消しを求める。

- 2 異議申立ての理由
- (1) 不開示とした部分について、いずれも非公開とする理由があるものと は考えられません。
- (2) 違反行為の内容について、何ら公開されていませんが、説明責任をは たしているものとは到底言えません。
- (3)過去に機構において懲戒処分等を受けた職員についての情報や、弁護士の見解について、何ら公開されていませんが、説明責任を果たしているものとは言えません。
- (4) 内線番号については、営業目的の電話で使用されるおそれがあるとしていますが、迷惑行為であり、断る権利があることからしても、理由になりません。緊急の連絡等についても、単なる内線番号に過ぎないものですから、理由になりません。
- (5)委員については、公表していない情報であるとしていますが、秘匿する必要性があるものとは考えられませんので、理由がありません。
- (6) 事務局職員の氏名や顧問弁護士の氏名等については、個人に関する情報であるとしていますが、顧問弁護士は弁護士業務という事業を営む個人ですから、個人に関する情報であるとは言えず、法人に関する情報と考えられます。

(7)全体的に、具体的な情報の公開に乏しく、内容の伴った情報公開とは 到底評価できません。特に、保険金について、具体的にいかなる事態が 生じたのか、明らかにする責任が機構にはあるものと考えます。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 理由説明書

(1) 経緯

ア 開示請求

本件開示請求は、平成28年2月15日付けで受領し、請求内容は次のとおりである。

「関西光科学研究所(播磨)において発生した保険金の不正請求等に関して、同所に勤務する男性職員(課長級、50歳台)に対し、平成27年7月24日付で「停職2ケ月」の懲戒を行われた件に関する文書一切」

イ 開示決定等

本件開示請求に対しては、別紙に掲げる文書(本件対象文書)を特定し、開示決定等に当たっては、平成28年3月11日付け法人文書開示決定通知書(27原機(広)086)により、法5条1号、4号柱書きに該当するため、一部不開示(原処分)とする開示決定を行い、開示請求者に対し通知した。

ウ 異議申立て

異議申立人より、上記イの原処分を不服として、平成28年4月15日付けで原処分を取り消すことを求める異議申立てを受けた。

(2) 異議申立人の主張について

異議申立人は、不開示とした部分についてはいずれも理由がないと主張しており、具体的な主張内容は、異議申立書の記載によると、おおむね次のとおりである。

- ア 具体的な非違行為の内容について、何ら公開されておらず、説明責任を果たしていない。
- イ 過去に機構において懲戒処分等を受けた職員についての情報や、顧問弁護士の見解について、何ら公開されておらず、説明責任を果たしていない。
- ウ 内線番号については、営業目的の電話で使用されるおそれがあると しているが、迷惑行為であり、断る権利があることからしても理由に ならず、緊急の連絡等についても、単なる内線番号等に過ぎず、理由 にならない。
- エ 委員については、公表していない情報であるとしているが、秘匿する必要性があるものとは考えられず、理由がない。
- オ 事務局職員の氏名や顧問弁護士の氏名等については、個人に関する

情報であるとしているが、顧問弁護士は弁護土業務という事業を営む 個人であることから、個人に関する情報であるとは言えず、法人に関 する情報と考える。

(3) 異議申立人の主張に対する反論について

異議申立人の主張に対し、本件不開示部分は、次に掲げる理由から、 それぞれ法5条1号及び4号柱書きに該当するものと考える。

ア 上記(2)アの具体的な非違行為の内容及びイの顧問弁護士の見解 並びにイの過去に機構において懲戒処分等を受けた職員の情報

機構においては、国の指針である「懲戒処分の公表指針について」 (平成15年11月10日付け人事院事務総長名文書)にのっとり、 同種の非違行為の再発防止、その他職務執行行為の適正及び倫理の 保持を図り、独立行政法人の職員に対する国民の信頼の確保に資す るため、プライバシーの侵害、名誉毀損等が生じることのないよう、 所属、役職段階等の被処分者の属性に関する情報については、個人 を識別することができない内容のものとすることを基本として公表 している。

本件対象文書に記載された具体的な非違行為の内容及び顧問弁護士の見解の部分は、具体的な非違行為の内容が氏名、所属及び職位とともに記載されており、当該部分を公にすることにより、当該職員が誰であるかを知る手がかりとなる。よって、当該部分は、全体として個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であり、個人の権利利益が害されるおそれがあるため、機構が上記基準により公表している懲戒処分に係る情報を除き、法5条1号に該当するとして不開示とすることが妥当である。

また、過去に機構において懲戒処分等を受けた職員の情報は、当該職員の所属及び職位に関する情報であり、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であるため、法 5 条 1 号に該当するとして不開示とすることが妥当である。

なお、氏名、所属及び職位を除いた具体的な非違行為の内容及び顧問弁護士の見解並びに過去に機構において懲戒処分等を受けた職員の情報については、既に開示されている部分の情報等と併せることにより、職場の同僚や知人等、一定範囲の者には懲戒処分等を受けた職員が誰であるかを知る手がかりとなり、当該部分を公にすることにより、懲戒処分等を受けた職員の権利利益を害するおそれがあることから、今回開示した以上の範囲において、法6条2項による部分開示をすることはできない。

イ 上記(2)ウの内線番号

内線番号は、機構内で事務の遂行上必要な連絡を取り合うために、

職員に割り振られたものであり、広く一般に公開している番号情報ではない。よって、内線番号を公にすることにより、営業目的の電話等外部からの働きかけにより事務の遂行の妨げになり、また、機構が必要とする際の緊急の連絡や外部との連絡に支障を及ぼす等、機構の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法 5 条 4 号柱書きに該当するとして不開示とすることが妥当である。

ウ 上記(2)エの懲戒委員会委員の氏名

機構においては、就業規程(17(規程)第58号)63条及び64条において懲戒処分について定め、懲戒委員会の設置について(18(達)第16号)(以下「本規定」という。)により、職員に対する懲戒を公正かつ適正に行うために懲戒委員会を設置している。また、その手続については、懲戒の手続等について(18人(通達)第5号)により、懲戒事由に該当する非違行為があると思料される場合には、懲戒委員会へ諮問することを定めている。

上記の懲戒委員会は、当該委員会の性質上、非公開で行われており、 当該委員会委員の氏名についても、本規定により、機構の副理事長 をもって充てる懲戒委員会委員長及び人事担当理事をもって充てる 副委員長を除いて、機構内においても公表をしていない秘匿性の高 い情報である。よって、これらの情報を公にすることにより、当該 委員に対し、機構内又は外部からの苦情や不満等が寄せられ、それ らの対応等で適正な職務遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法 5条4号柱書きに該当するとして不開示とすることが妥当である。

エ 上記(2)オの顧問弁護士の氏名等

顧問弁護士の氏名等に関する情報は、機構外へ周知しておらず、公にされているとは認められない。よって、当該情報は個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であるため、法5条1号に該当するとして不開示とすることが妥当である。

したがって、異議申立人の主張には理由がなく、本件対象文書につき、その一部を不開示とした原処分は妥当であると判断する。

(4) 結論

以上のとおり、原処分は妥当であり、本件異議申立ては棄却すべきと 考える。

2 補充理由説明書

(1)懲戒委員会事務局職員の氏名について

独立行政法人国立印刷局が発行している職員録には当機構のライン管理職の氏名が掲載されており、当該職員録(文書作成当時)に掲載されている職員の氏名の取扱いについては、法5条1号ただし書イの「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当する

ものとして原則開示することとしている。一方,懲戒委員会事務局職員 のうち,当該職員録に掲載されていない職員の氏名については,個人に 関する情報であって,特定の個人を識別することができる情報であるこ とから,同号に該当するとして不開示とした。

(2) 顧問弁護士の氏名について

当機構においては、複数の弁護士と法律相談に関する顧問弁護士契約を交わしており、本懲戒処分に関し、法律の専門家としての見解を当該顧問弁護士に求めたものである。懲戒処分という極めて秘匿性の高い内容を取り扱うため、当該顧問弁護士の氏名は当機構内においても公にしておらず、特定の個人を識別することができる情報であるため、法5条1号に該当し、同号ただし書イないしいに該当しないことから、不開示としたものである。

また、当該顧問弁護士の見解は、懲戒委員会の審議において重要な判断要素の一つであり、懲戒処分という極めて秘匿性の高い内容に鑑みても、当該顧問弁護士の氏名を公にすることにより、当該顧問弁護士に対し、不満や異なる意見を持つ関係者等からの苦情等が寄せられ、それらの対応等で適正な弁護士業務に支障を及ぼすおそれがある。よって、当該顧問弁護士の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、法5条2号イにも該当することから、当該顧問弁護士の氏名を不開示とすることは妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

① 平成28年5月17日 諮問の受理

② 同日 諮問庁から理由説明書を収受

③ 同年 6 月 6 日 審議

④ 同年9月12日 本件対象文書の見分及び審議

⑤ 同年10月3日 諮問庁から補充理由説明書を収受

⑥ 同年11月15日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、特定の懲戒処分(以下「本件懲戒処分」といい、その対象職員の業務上の監督責任を有する職員に対する人事上の措置と併せて「本件懲戒処分等」という。)に関する文書一切の開示を求めるものであり、処分庁は、別紙に掲げる文書1ないし文書11(本件対象文書)を特定し、そのうち文書5及び文書6については全部開示したが、その余の9文書の一部について、法5条1号及び4号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、異議申立人は原処分の取消しを求めているが、諮問庁は不

開示理由に法5条2号イを追加した上で、原処分を妥当としていることから、本件対象文書の見分結果を踏まえ、以下、不開示部分の不開示情報該 当性について検討する。

- 2 不開示情報該当性について
- (1) 不開示部分について

当審査会において本件対象文書を見分したところ、以下の部分が不開示とされていると認められる。

- ① 非違対象職員及び同職員の業務上の監督責任を有する職員の氏名, 所属,職位,年齢及び生年月日並びに具体的な非違行為の内容(文書 1ないし文書3及び文書7ないし文書9)
- ② 懲戒処分及び厳重注意を受けた職員の氏名,所属及び職位(文書10及び文書11)
- ③ 過去に機構において懲戒処分及び厳重注意を受けた職員の所属及び職位並びに機構の顧問弁護士の見解(文書3及び文書7ないし文書9)
- ④ 起案担当職員の内線番号(文書1,文書7及び文書9)
- ⑤ 懲戒委員会委員の氏名(姓),所属,職位及び印影(文書3,文書4及び文書7)
- ⑥ 懲戒委員会事務局職員(ライン管理職を除く。)の氏名(姓)(文書4)
- ⑦ 機構の顧問弁護士の氏名及び押印(文書3及び文書7ないし文書9)
- ⑧ 懲戒処分を受ける職員の職員番号(文書9)
- (2) 上記①ないし③について
 - ア 当該不開示部分は、本件懲戒処分等に係る各職員の氏名、所属、職位、年齢及び生年月日並びに当該非違行為の具体的な内容及びその非違行為に関する機構の顧問弁護士の見解であり、いずれも法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。
 - イ そこで、当該不開示部分の法 5 条 1 号ただし書該当性について検討すると、当該部分は、本件懲戒処分又は過去の懲戒処分等に係る情報であり、諮問庁は、当該情報については、国の指針である「懲戒処分の公表指針について」(平成 1 5 年 1 1 月 1 0 日付け総参 7 8 6 人事院事務総長発)にのっとり、個人を識別することができない内容のものとすることを基本として公表していると説明するところ、当該指針を確認すると、「事案の概要、処分量定及び処分年月日並びに所属、役職段階等の被処分者の属性に関する情報を、個人が識別されない内容のものとすることを基本として公表するものとする。」とされてい

ると認められる。

また,諮問庁から本件懲戒処分に係る公表資料の提示を受け,当審 査会において確認したところ,諮問庁の上記説明を覆すような点は認 められない。

- ウ 以上を踏まえると、当該不開示部分のうち、個人識別部分である各職員の氏名、所属、職位、年齢及び生年月日については、機構において公表慣行はないとする諮問庁の説明は首肯できる。また、その余の当該非違行為の具体的な内容及び機構の顧問弁護士の見解についても、原処分において、既に開示されている情報等と照合することにより、職場の同僚や知人等、一定範囲の者には懲戒処分等を受けた職員を識別することができる情報であると認められることから、機構において、懲戒処分に係る情報について、上記イのとおり、個人を識別することができない内容にして公表していることを踏まえると、上記の個人識別部分と同様に、機構において公表慣行はないとする諮問庁の説明は首肯できる。
- エ そうすると、当該不開示部分について、機構において公表慣行があるとは認められず、これらの情報が公にされているというような特段の事情も認められないことから、同号ただし書イには該当せず、同号ただし書口に該当する事情も存せず、また、本件懲戒処分等に係る情報は、当該職員の職及び当該職務遂行の内容に係るものでもないことから、同号ただし書いにも該当しない。
- オ 次に、法6条2項の部分開示について検討すると、各職員の氏名、所属、職位、年齢及び生年月日については、個人識別部分であり、部分開示の余地はなく、その余の当該非違行為の具体的な内容及び機構の顧問弁護士の見解については、上記ウのとおり、当該情報は、職場の同僚や知人等、一定範囲の者には懲戒処分等を受けた職員を識別することができる情報であると認められ、当該不開示部分を公にすると、当該職員が懲戒処分を受けたという、当該職員にとって通常他人に知られたくないと考えられる情報が、関係者に知られることとなり、特定の個人の権利利益を害するおそれがあると認められることから、当該情報を部分開示することはできない。
- カ したがって、当該不開示部分は、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(3) 上記④について

当該不開示部分は、機構の職員に割り振られた内線番号であると認められ、当該番号が一般に公にされている特段の事情も認められない。そうすると、これを公にすることにより、事務の遂行の妨げや緊急の連絡等に支障を及ぼす等のおそれがあるとする諮問庁の説明は首肯でき、機

構の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから,法5条4号柱書きに該当し,不開示としたことは妥当である。

(4) 上記⑤について

- ア 本件対象文書を見分すると、懲戒委員会委員のうち、委員長及び副 委員長を除く委員の氏名(姓)、所属及び職位(文書4のみ)並びに 印影(文書7のみ)が不開示とされていると認められ、当該不開示部 分は、委員長及び副委員長を除く委員を特定することができる情報で あると認められる。
- イ そこで、当該委員会の設置規程である「懲戒委員会の設置について」(文書5)を確認すると、委員長及び副委員長を除く委員については、役員及び職員のうちから理事長が任命すると規定されており、さらに、懲戒は同委員会における審議を経て実施することとされ、理事長は、同委員会の答申に基づき、懲戒の種類及び内容を決定し、同委員会は必要に応じて調査することができると規定されていることが認められる。
- ウ 以上を踏まえると、機構における懲戒については、懲戒委員会における審議を経て実施することとされているのであるから、上記規則の規定から明らかである委員長及び副委員長を除く委員が特定される当該不開示部分が公になると、当該委員に対し、機構内又は外部からの苦情や不満等が寄せられ、それらの対応等で適正な職務遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする諮問庁の説明は首肯できる。
- エ したがって、当該不開示部分は、法5条4号柱書きに該当し、不開 示としたことは妥当である。

(5) 上記⑥について

- ア 本件対象文書を見分したところ、懲戒委員会議事録(文書4)の出席者欄に記載された同委員会事務局の職員のうち、2名の氏名(姓)が不開示とされていると認められ、当該不開示部分は、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。
- イ そこで、当該不開示部分の法 5 条 1 号ただし書該当性について検討すると、当審査会において独立行政法人国立印刷局編職員録を確認したところ、当該職員の氏名は掲載されていないと認められることから、当該部分について、機構の公表慣行があるとは認められず、これらの情報が公にされているというような特段の事情も認められないことから、同号ただし書イには該当せず、同号ただし書口に該当する事情も存しない。また、当該職員の氏名は、当該職員の職及び当該職務遂行の内容に係る部分でもないことから、同号ただし書ハにも該当しない。また、当該不開示部分は、個人識別部分であることから、法 6 条 2 項

による部分開示の余地もない。

ウ したがって、当該不開示部分は、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(6)上記⑦について

- ア 本件対象文書を見分したところ、当該不開示部分は、いずれも、「非違行為職員に対する処分又は措置について(意見)」と題する文書に記名押印されている弁護士の氏名及び印影であり、当該文書は、諮問庁の説明によると、本件懲戒処分に関し、法律の専門家としての見解を機構の顧問弁護士に求めたものとのことである。そうすると、これらの情報は、法5条2号に規定する事業を営む個人の当該事業に関する情報に該当する。なお、事業を営む個人の当該事業に関する情報は、同条1号から除かれていることから、同号の不開示情報には該当しない。
- イ そこで、法 5 条 2 号イ該当性について検討すると、諮問庁は、当該 顧問弁護士の見解は、懲戒委員会の審議において重要な判断要素の一 つであると説明しており、このことは当該文書が懲戒委員会の資料 (文書 3)の一部として添付され、本件懲戒処分等に係る回議書(文 書7及び文書 9)にも添付されていることからも、うかがい知ること ができる。
- ウ そうすると、当該顧問弁護士の氏名を公にすることにより、当該顧問弁護士に対し、不満や異なる意見を持つ関係者等からの苦情等が寄せられ、それらの対応等で適正な弁護士業務に支障を及ぼすおそれがあるとする諮問庁の説明は首肯できる。
- エ したがって、当該不開示部分は、当該顧問弁護士の権利、競争上の 地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められることから、 法5条2号イに該当し、不開示としたことは妥当である。

(7) 上記®について

本件対象文書を見分したところ、当該不開示部分は、本件懲戒処分を受けた職員の職員番号であると認められ、当該職員番号は、個々の職員に付された固有の番号であることから、法 5 条 1 号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、また、職場の同僚や知人等、一定範囲の者には本件懲戒処分を受けた職員を識別することができる情報であると認められる。

そうすると、当該不開示部分は、上記(2)オと同様の理由により、 法5条1号に該当し、同条4号柱書きについて判断するまでもなく、不 開示としたことは妥当である。

3 異議申立人のその他の主張について 異議申立人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左 右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法 5 条 1 号及び 4 号柱書きに該当するとして不開示とした決定について、諮問庁が、不開示とされた部分は同条 1 号、2 号イ及び 4 号柱書きに該当することから不開示とすべきとしていることについては、不開示とされた部分は、同条 1 号、2 号イ及び 4 号柱書きに該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一,委員 池田陽子,委員 下井康史

別紙(本件対象文書)

- 文書1 回議書「非違行為をなした職員に対する懲戒について(諮問)」
- 文書2 非違行為をなした職員に対する懲戒について(諮問)(写し)
- 文書 3 懲戒委員会 資料 (関西光科学研究所 (播磨) における保険金の不 正請求等)
- 文書 4 懲戒委員会 議事録(関西光科学研究所(播磨)における保険金の 不正請求等)
- 文書 5 懲戒委員会の設置について
- 文書6 懲戒の手続等について
- 文書7 回議書「非違行為をなした職員に対する懲戒について(答申)」
- 文書8 非違行為をなした職員に対する懲戒について(答申)(写し)
- 文書9 回議書「非違行為をなした職員に対する懲戒について」
- 文書10 辞令
- 文書11 厳重注意書